

令和5年度 郷田っ子のきまり(生徒指導規程)

令和5年4月

児童が社会性を身に付け、安全に安心して学習に取り組めるよう、学校として取り組んでいきます。次のことを守って生活しましょう。

I 学校生活について

(1)登下校について

☆けがや事故等、トラブル防止のために次のことを守りましょう。

①登校

- ・地域ごとに通学班を作り、集団登校する。※地域役員(保護者)が中心となって通学班編成をする。
- ・欠席や遅刻の場合には、学校(8:10まで)と通学班の班長に(集合時刻までに)連絡を入れる。
- ・**忘れ物は、登校中や登校後に気付いても取りに帰らない。**
- ・**学校に7時半以降に到着するように登校する。**

②始業

- ・8:10

※遅刻してきた児童は、職員室に登校して来たことを知らせて教室に上がる。
(担任も職員室に連絡を入れる)

③下校

- ・集団下校を行う。下校時刻・学年は、原則として、次のとおりです。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	14:45	14:45	14:45	一斉下校 14:20	14:20
2年生			15:30		15:30
3年生	15:30	15:10			
4年生			15:30		15:10
5年生	15:30	15:10			
6年生			15:30		15:10

- ・集団下校で帰らない場合は、担任と通学班の班長に伝え、全体のあいさつが終わってから帰る。
- ・状況に応じて放送による下校を行う。

(2)校内での過ごし方について

☆学校は公的な場です。周りの人も気持ちよく生活できるよう次のことを守りましょう。

①校舎内での過ごし方

- ・教室や特別教室では静かに過ごす。
- ・廊下では、静かに右側を歩く。
- ・校内放送はその場で止まって静かに聞く。
- ・雨天時は、読書、お絵かき、粘土、学校においてあるオセロ、将棋、かるた等をして静かに過ごす。

②遊びについて

- ・決められた遊び場所・遊びのルールを守って遊ぶ。(別紙参照)

③時刻を守る

- ・5分前には行動を開始する。
- ・授業開始時には、席についておく。

④服装・身だしなみ、持ち物について

- ・学習に適した服装や学習用具の準備をし、自分や周りの友達が、集中して学習ができるよう次のことを守りましょう。

【服装について】

<式服>…儀式や対外的な行事の服装

- ・上着：紺のダブル襟なし(名札をつける)
- ・中着：白のカッターシャツまたは白のポロシャツ，白のブラウス(名札をつける)
- ・紺の半ズボン，紺のプリーツスカート(膝が隠れる長さ)
- ・靴下：白色(ワンポイント程度，くるぶしが隠れ膝の皿より下の長さ)

<基準服>…通常の服装(体操着の校章の下に名前を書く)

中着(ポロシャツまたは体操着)，ズボン(体操ズボン含む)，スカート

※上着，靴下等については式服と同じ

- ・冬季は，上着の下にセーターやベスト(無地の紺色または黒色)を着用してもよい。
※セーターやベストでの登下校はしません。寒い場合は基準服の上に防寒着を着て登下校します。
※校内では，体温調節をし，上着を着ずセーターやベストで過ごしてもよい。

<夏季休業中の登校時の服装，カバンについて>

- ・金管バンド・水泳教室・学習教室に登校する場合は，基準服。カバンは自由(用途に応じた大きさ・形のもの)

【通学用帽子】

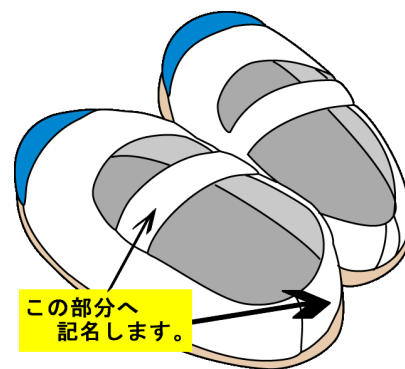
- ・季節に応じた物(規定なし)

【下靴】

- ・白色(ラインも白)の運動靴
- ・後ろの部分に名前を書く。

【上靴】

- ・白色の上履き(つま先の色の指定なし)
- ・ゴムとかかとの部分に名前を書く。(右図参照)



【防寒着・防寒具(冬季)】

- ・防寒用上着(通学時着用)
- ・長ズボン，ジャージ(紺・黒)
- ・手袋
- ・マフラー，ネックウォーマー，(通学時着用)
- ・防寒用の帽子 ※左右の視界が十分確保でき耳がかくれない物にする。
- ・カイロは持参しない。

【体育時(郷GOタイム等)】

- ・体操服は学校指定の物とする。
(上)…丸首白体操シャツ，校章マークの下にはっきりと名前を書く。
(下)…クォーターパンツ(紺色で無地，マーク，ライン等の無い物。ハーフパンツではない)
※冬季の(下)については，長ズボンで学習する場合があります。
- ・赤白帽子…帽子が外れないようゴム紐をつける。
- ・水泳着…スクール水着等，紺色無地の物
- ・水泳帽子…水泳の妨げにならないデザインの物。指定の色(H30年度・青，H31年度・黄，R2年度・緑，R3年度・ピンク，R4年度・白，**R5年度・赤**，その後順次繰り返し指定します。)

【給食時】

- ・給食当番は給食用エプロン・給食用帽子・マスクを着用する。
 - ・給食用エプロン・給食用帽子は個人持ちとする。
 - ・当番の児童は，週末にエプロン・帽子を持ち帰り，洗濯して次の当番までに持参する。
 - ・給食終了時には歯磨きをする。(週末に持ち帰り，洗って週初めに持参する。)
- ※現在，新型コロナウイルス感染症対策により未実施。

【髪型について】

- ・学習に適した髪型とする。(赤白帽子を正しくかぶることができる髪型)
- ・成長期の児童(本人や友達)の体や肌等に影響を及ぼす可能性のあるもの(パーマ、染色、脱色、整髪料)は禁止する。
- ・髪の毛が目や耳、襟(肩)にかからない長さにする。
- ・髪の毛が目にかかる長さや肩にかかる長さの時は、ピンでとめたり、髪を結んだりする。
- ・ゴムで止める場合は、耳より下になる位置で結ぶ。(1つまたは2つ)
- ・リボン、ヘアバンドは使用しない。
- ・ヘアゴムや髪どめの色は黒、紺、茶とする。

【その他】

- ・学習に必要なものは身に付けない、持ってこない。

【持ち物(学習用具等)について】

筆箱の中 学習に集中できるようにシンプルな物を使う。

- ・鉛筆(低学年2B)、赤、青鉛筆、ネームペン、ものさし、消しゴム
- ・ボールペン(黒・青・赤)は3年生以上、マーカーは3色まで5年以上が使用可。
※但し、必要以上に持ってこない。
- ・**シャープペンシル、修正テープは禁止する。**

道具箱

- ・糊、はさみ、色鉛筆など、学習に必要な物だけを入れる。

その他 学習に必要な物は持ってこない。

- ・下敷きを使う。(筆圧の調整をするために)
- ・携帯電話は持ってこない。
- ・キーホルダーやお守りをランドセルに付けない。
- ・防犯ブザー…ランドセルにつける。(音が鳴るかどうかも毎月一回点検をしてください)
- ・水筒には、お茶または水を入れてくる。
- ・傘…持参した傘は、児童玄関の各学級の傘立てに巻いて置く。**※持ち手に名前を書く。**
(置き傘は常時、教室に置いておく。)

※不要なものを持って来た場合には担任が預かり、下校時に本人に返す。場合によっては保護者に来校をお願いすることもある。

II 校外での生活について

☆下校後また休みの日に、地域で安全に過ごすために次のことを守りましょう。

(1)遊び方

- ・出かけるときは、家の人に、誰とどこに行き、何時に帰ってくるか伝える。
- ・休日は、朝は午前10時まで、昼食後は午後1時までは友達の家に行かない。
- ・友達の家の人留守の時や許可がない時は家の中に入らない。友達の家では、家の方の指示に従い、勝手なことはしない。
- ・家に到着する時刻を守る。(4月～10月 午後6時、11月～3月 午後5時)
- ・危ない遊びをしない。
※ばくちく、エアガン、火遊びなどをしない
※池や川、溝で遊ばない(子どもだけでは行かない)
※人や車、建物、田、池、川に向けて石は絶対に投げない。
- ・校区外へは、子どもだけで出かけない。
- ・子どもだけでお店に買い物に行かない。
- ・大型店では、家の人からはなれて子どもだけで行動しない。
- ・お金のむだづかい、お金や物の貸し借りやあげたりもらったりしない。
- ・インターネットやオンラインゲーム等の利用は、家庭でのルールを守る。
- ・カードゲーム、ゲームカセットなどの貸し借り、交換をしない。

(2)自転車の乗り方

- ・1～3年生は家の周り，4～6年生は校区内で乗る（4年生は，自転車教室が終了してから）
- ・家の人の許可をもらって乗る。
- ・ヘルメットを着用し，あごひももきちんとつける。
- ・交通ルールを守る。

(3)安全な生活

<いかのおすし>

「ついて**①** **②**かない」「人の車に**③**らない」「**④**お声を出して助けを呼ぶ」「**⑤**すぐにげる」「おとなに**⑥**らせる」を守る。

- ・不審者に出会ったら，すぐに警察に通報し，学校に知らせる。
 - ・どんな理由で聞き出されても，友達の家や電話番号を人に教えない。
 - ・万引き（窃盗），自転車を盗むこと，喫煙，飲酒などは犯罪であり，誘われても絶対にしない。
 - ・地域の人や友達に注意されたら，素直にあやまってやめる。
 - ・もしも，気になることや困ったことがあれば，学校に早く知らせ，相談する。
- ※郷田小学校 電話番号 （082）425-0005

Ⅲ 特別な指導について

☆児童が集団の中で適切な行動ができるよう，自分の行動を振り返らせるとともに，よりよい自分になろうとする気持ちをもたせるために，次の特別な指導を行います。

(1)特別な指導

- ・教室を離れて，個別の指導をすること。
- ・指導体制，指導期間については，学校で協議し，校長が決定する。
- ・必要に応じて，警察・専門機関など，関係諸機関との連携を行う。
- ・特別な指導後も経過を観察し，継続して指導を行う。

(2)特別な指導の対象となる事象

- ①法令・法律に違反した場合
- ②学校のきまりに違反した場合

(3)その他

※必要に応じ保護者に迎えに来てもらい，家庭で反省をさせる場合があります。

「市民ポータルサイト」加入のお願い

緊急連絡のために，全保護者に市民ポータルサイト（メール連絡）への加入をお願いしています。

東広島市の子どもは，いつでも・どこでも・だれにでも次のことができる人になります。

東広島スタンダード

- あいさつ・・・出会った人に，進んで，気持ちのよいあいさつができる。
- へんじ・・・名前を呼ばれたら，「はい。」と気持ちよく返事ができる。
- ことばづかい・・・時と場に応じた言葉づかいができる。
- はきものをそろえる・・・整理せいとんや人を思いやることができる。